

2020年4月20日

積水ハウス株式会社 取締役及び監査役各位

取締役 勝呂 文康

## 第69回定時株主総会の開催に関する意見

私は、2020年4月23日に開催予定の当社第69回定時株主総会（以下「本総会」）について、以下のとおり意見を申し述べます。

### 【意見の趣旨】

1. 新型コロナウイルス対策として、本総会の開催時期を、緊急事態宣言の解除後の日に延期すべきである。
2. 延期の具体的な方法として、株主の権利行使（剰余金配当請求権、議決権）の基準日の問題を考慮して、「継続会」の制度を利用し、2020年5月14日午前10時に本総会と同一性を有する継続会を開催することとし、株主の議決権行使のための議決権行使書及びインターネットによる議決権行使の期限を上記継続会の前日まで延長するべきである。

### 【意見の理由】

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づき、緊急事態宣言が出され、大阪府知事から、あらゆるイベントの開催自粛が要請されている状況下で、本総会を強行する必要性も合理性もない。  
本総会を延期する場合、決算期後に株式を売却した株主の配当受領権や議決権への影響が問題となるが、後記の「2段階開催案」によれば、現在の配当及び議決権行使の基準日を維持したまま、実質的に本総会を延期することが可能であるから、問題はない。
2. このまま本総会を開催すれば、「クラスター感染」が発生する現実的なリスクがある。  
日本経済新聞が「大阪府、18日は新たに88人確認 病院で40人超集団感染」と報じるなど、現在、大阪は危機的な状況にある。医療崩壊の懸念もあり、もう「待ったなし」の状況である。  
また、変更後の会場である「梅田スカイビル」では、最近、新型コロナの感染者が確認されている。変更後の会場は、オフィス仕様で、大規模な会合を行うことを前提に設計された空間ではない。天井高が低く、換気設備も十分でない。さらに35階にあるため、出席者は密閉されたエレベーターで35階まで移動する必要がある。当日は、エレベーターが相当混雑し、出席者が「三密」の状態に置かれると予想される。  
変更前の会場であるウェスティン大阪も、大阪府知事の要請を受けて、総会を開催するのは不適切だと判断し、会場提供を断ったものである。にもかかわらず、本総会を強行しようとする意図が、理解できない。
3. 本総会は、連日のように報道され、社会の注目を集めている。本総会には多数の株主の来場が見込ま

れる上に、総会運営等のために社員の出勤も必要となる。「クラスター感染」が発生する可能性が高い。「クラスター感染」が発生した場合、出席した株主、役員および従業員の生命・身体が危険に晒される。それだけでなく、感染者の移動を介して、日本中に感染が拡大することになる  
そうなれば、当社の企業価値は、回復不可能なほどに毀損される。

4. 緊急事態宣言に基づく要請を無視して本総会を強行し、感染者が出た場合、当社の取締役および監査役は、著しく不当な判断をした、あるいはそれを看過したとして、善管注意義務・忠実義務や安全配慮義務への違反の責任を問われる可能性もある。

本総会を当初の日程で開催するために、当社の役員にリスクを負わせることは、相当でない。

5. 会社提案への対案がない場合には、会社提案の議案が可決されるのが通常であるから、緊急事態宣言を踏まえて、株主の入場を大幅に制限して開催することも、あり得る選択肢であろう。

しかし、本総会は、「ガバナンス不全」等を理由として、現経営陣の刷新を求める趣旨の株主提案がなされているのであるから、しっかりと株主の出席及び質問の機会を確保したうえ開催し、株主の信を問うべきである。そうすることが、「ガバナンスの基礎」であると考えられる。

6. 経産省及び法務省の「株主総会運営に係る Q&A」は、いわゆる「シャンシャン総会」を念頭に置いたものであって、本総会のように取締役選任という重要議案について会社側と株主提案者側の是非が問われているような場合を想定したものではない。そのような場合でも、入場を制限することや、短時間で終わらせることを問題なしとしているわけではない。

そもそも、経産省及び法務省には、適法・違法を決める権限はない。

したがって、これに従っていれば問題ない、という「金科玉条」にはならない。

7. 当社は、現在、従業員に対して、集合形式の会議や研修の開催を原則禁止している。

一方、4月17日付で、従業員に対し、本総会の運営スタッフとしての出席を依頼する文書を出している。本総会前日のスタッフ説明会にも、必ず参加するよう依頼している。

この矛盾した態度をみて、従業員はどう思うだろうか。「役員は、従業員には会議をやるなど言いながら、自分達は会議を開いて平気で従業員を動員する」とか、「役員が感染防止と言っているのは、ポーズにすぎない」と思うのではないだろうか。

今、当社は一丸となって、新型コロナの感染拡大防止に取り組む必要がある。

そのために、まず役員が、範を示さなければならない。

8. 大和ハウス工業は、緊急事態宣言を受けて、4月17日付けで、5月10日まで全国の施行現場で工事を休止することを決定した。さらに、4月18日から、本社を含む国内の全76事業所の一時閉鎖を決めた。これらによる業務の停滞や経済的な損失は甚大なはずだが、大和ハウス工業は、社会の要請に応じて、勇気をもって決断した。

当社も、「ESG経営のリーディングカンパニー」を目指すならば、勇気をもって、新型コロナに適応する新しい形で本総会を開催することを決断し、「社会的責任」を果たすべきである。

9. 以上の理由から、本総会の開催は、継続会として延期すべきである。

しかし、一方で、基準日時点の株主の議決権及び剰余金配当請求権は確保する必要がある。

そこで、両者の要請を満たす方法として、基本的に継続会で延期し、「2段階開催案」により開催すべきである。

## 【2段階開催案】

### 1. 概要

最大限に新型コロナの感染拡大の防止を図りつつ、決算期後に株式を売却した株主の配当受領権を保護し、かつ、株主の出席、質問および議決権行使の機会を十分に確保するため、本総会を2回に分けて開催することを提案する。

1回目の期日（以下「第1期日」）では、「継続会の開催の件」のみを審議・決議し、その他の報告・決議事項はすべて「継続会」での審議・決議とする。

2回目の期日（以下「第2期日」）は、緊急事態宣言の解除後に開催することし、本総会の全ての報告事項・決議事項を審議・決議する。第2期日においても緊急事態宣言が継続している場合は、「継続会の開催の件」のみを審議・決議し、以下同様とする。

株主に対しては、各総会期日の期日前及び期日後に、ホームページなどで、上記の開催方針を周知しておく。

### 2 第1期日について

#### (1) 日時・場所（現在の予定と同じ）

場所：大阪市北区大淀中一丁目1番30号 梅田スカイビルタワーウエスト35階

時刻：2020年4月23日午前10時30分

#### (2) 上程する議案

- ・決議事項「継続会の開催の件」（第1期日の開催の承認を求める議案）のみ。

これにより、2020年1月31日の配当及び議決権の基準日を維持したまま、本総会を延期できる。

- ・その他の報告・決議事項は一切上程しないことにより、「開催時間3分以内」を目標とする。

・「継続会の開催の件」では、「第2期日の日時・場所」の決議が必要であるが、現時点では会場の予約が困難である。そこで、場所については、「第2期日の場所の決定を取締役に一任してもらう決議」をする。日時については、株主総会の同一性の観点から当社を含む上場会社の一般的な招集通知発送日が株主総会の約3週間前であることを考慮して、第1期日から3週間以内とし、原則「2020年5月14日（木曜日）午前10時」とする。

#### (3) その他

- ・上記2段階開催案を採用する場合、第1期日への多数の株主の来場を回避し、「開催時間3分以内」を達成するため、「第1期日では継続会の開催の件しか審議しないので、出席を控えて頂きたい。開催時間3分以内を目標としているので協力願いたい」と強く要請する。実質、何の議案も審議しない株主総会に多数の株主が来場するはずがないから、その旨告知することにより、来場者を大幅に削減できると考える。

- ・上記株主への要請は、時間の関係上、郵送は無理なので、ホームページに掲載して周知する。報道機関にも周知への協力を要請する。

### 3 第2期日について

#### (1) 日時・場所

場所：現在の会場よりも、面積が広く、換気機能が優れた低層階にある会場とする。

日時：2020年5月14日（木曜日）午前10時

#### (2) 上程する議案

本総会の招集通知に記載されている、報告事項および決議事項の全て。

#### (3) その他

- ・取締役会が第2期日の場所を決定したときは、速やかに、株主に対し、日時・場所を通知する必要がある。
- ・第1号議案から第8号議案までの審議は第2期日で行われるから、「書面による議決権行使」と「インターネットによる議決権行使」の期限は、第2期日の前日の午後6時まで延長する。
- ・第2期日の時点でも緊急事態宣言が解除されていない場合、第2期日でも「継続会の開催の件」のみを決議し、第3期日を開く方向性で検討する。

以上